

令和8年4月1日より適用

道路・公共物占用 舗装復旧基準



軽井沢町 地域整備課 道路河川係

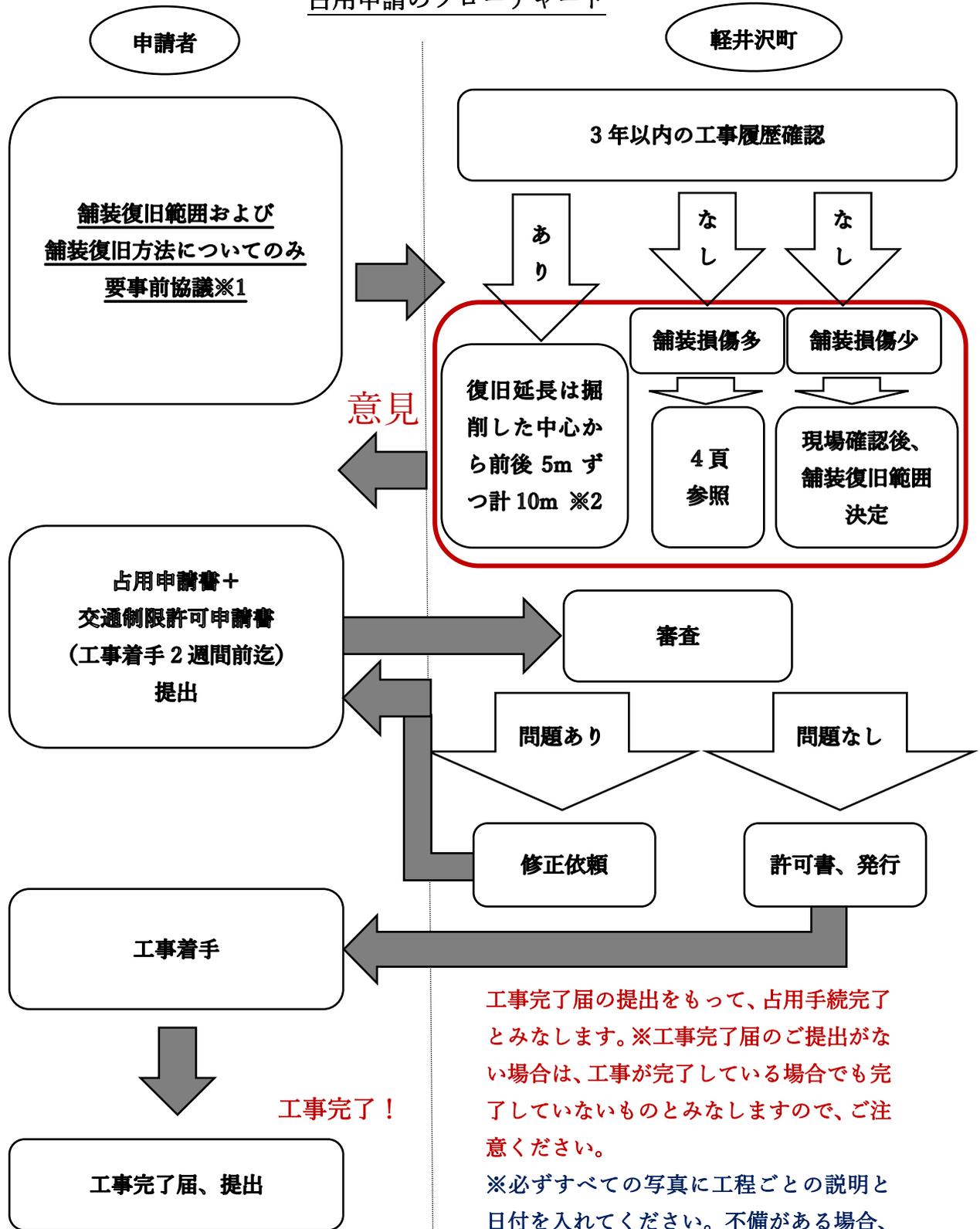
はじめに

町では従来、仮復旧後 3 ヶ月の自然転圧期間を設け舗装の本復旧をお願いしていましたが、申請者様のご負担が多く、また仮復旧のままとなっている箇所が多い等の課題を抱えておりました。課題解決および道路の安全な管理を目的に、基準を定めます。

目次

1. 占用申請のフローチャート……………2
2. 舗装構成の基準について……………3
3. 舗装復旧幅の基準について……………4-5
4. 即日復旧可能、不可能路線について……………6
5. 主要幹線道路位置図……………7
6. 注意事項……………8-9

占用申請のフローチャート

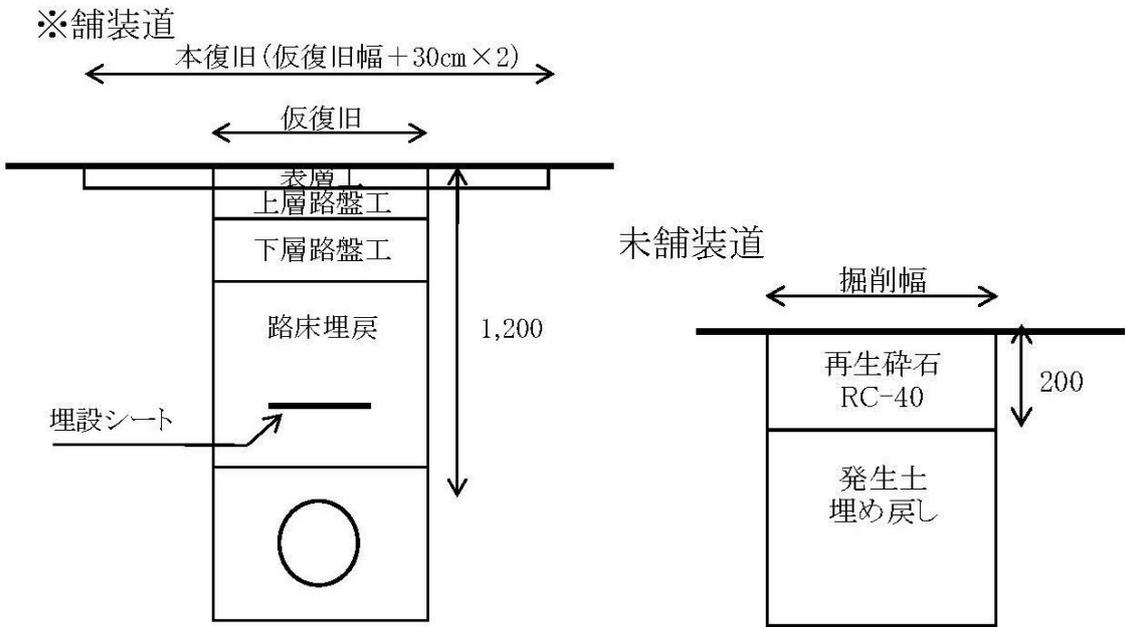


工事完了届の提出をもって、占用手続完了とみなします。※工事完了届のご提出がない場合は、工事が完了している場合でも完了していないものとみなしますので、ご注意ください。

※必ずすべての写真に工程ごとの説明と日付を入れてください。不備がある場合、修正をお願いする場合がございます。

※1 路面の現況写真があると、協議時間の短縮につながります。
 ※2 復旧幅に関しては、掘削範囲に応じて変わります。

舗装構成の基準について



構成	厚さ	使用材料	粒径	備考
表層工	5cm	粗粒度AS(仮復旧)	20	本復旧時においては密粒度AS20F (新材か再生材)
上層路盤工	15cm	粒調砕石	40	
下層路盤工	20cm	切込砕石 (新材か再生材)	40	
路床埋め戻し	60cm		40	
砂埋め戻し	20cm			

※埋設シートは、幅15cmのものを管上30cmに必ず入れること。

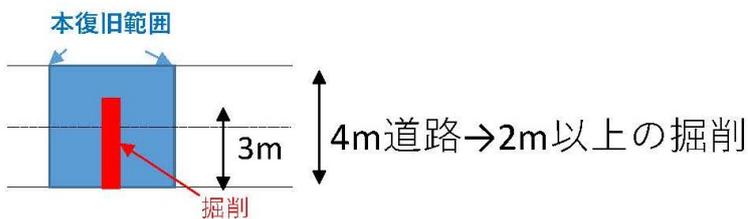
舗装復旧幅の基準について

① 【道路横断の場合】

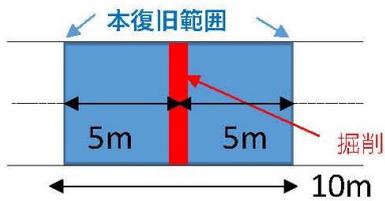
例) 道路の半分未満の掘削を行う場合
本復旧は半幅をお願いします。



例) 道路の半分以上掘削を行う場合
本復旧は全幅をお願いします。

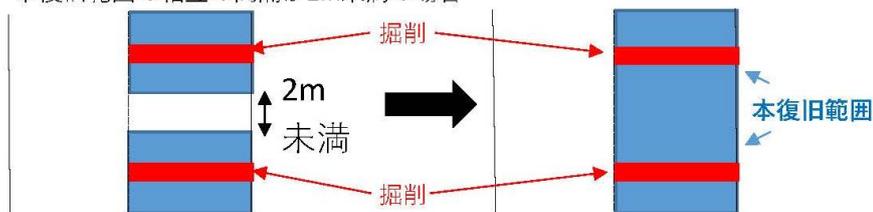


例) 3年以内に舗装された道路もしくは
損傷の少ない道路に関しては、5m + 5m = 10m以上の復旧をお願いします。

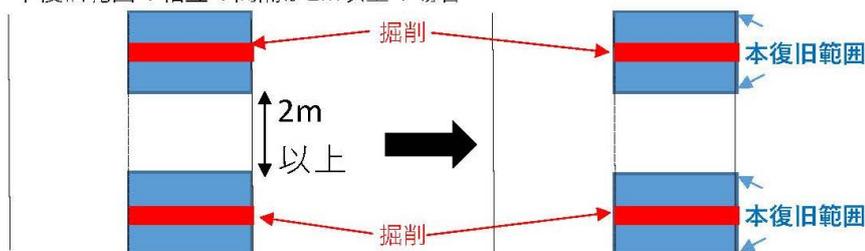


② 【2ヶ所以上の場合】

例) 道路を縦断的に2箇所掘削し、
本復旧範囲の相互の間隔が2m未満の場合
復旧箇所を繋げて下さい。



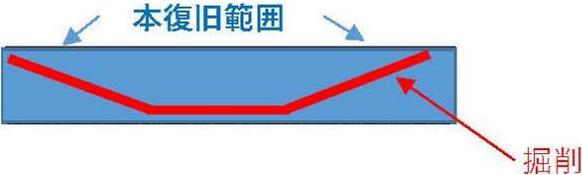
例) 道路を縦断的に2箇所掘削し、
本復旧範囲の相互の間隔が2m以上の場合
通常の復旧。



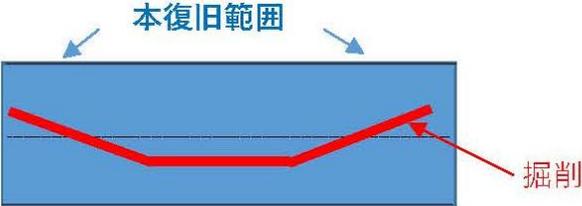
舗装復旧幅の基準について

③【道路縦断の場合】

例) 道路を縦断的に掘削を行う場合



道路の中心を越えずに掘削を行う場合は、半幅でお願いします。



道路の中心を越えて掘削を行う場合は、全幅でお願いします。

即日復旧可能路線について

即日復旧不可能路線以外は、即日復旧を可能とします。ただし、舗装復旧幅については事前協議をお願いします。

即日復旧不可能路線について

下記に掲げる路線は、仮復旧後から3ヶ月以降に本復旧をお願いします。

No.	I 級		25	町道 I-29 号線	女街道線
1	町道 I-1 号線	浅間幹線	26	町道 I-30 号線	三度山線
2	町道 I-2 号線	軽井沢佐久線	27	町道 I-32 号線	南原バイパス線
3	町道 I-3 号線	追分茂沢線	28	町道 I-33 号線	新ゴルフ線
4	町道 I-4 号線	借宿千ヶ滝線	29	町道 I-34 号線	中谷地線
5	町道 I-8 号線	塩沢鳥井原線	30	町道 I-35 号線	軽井沢駅南線
6	町道 I-9 号線	発地馬取線	31	町道 I-38 号線	追分発地線
7	町道 I-10-1 号線	離山線	32	町道 I-39 号線	借宿発地線
8	町道 I-12 号線	矢ヶ崎雲場線	33	町道 I-40 号線	借宿バイパス線
9	町道 I-13 号線	矢ヶ崎雲場 2 号線	No.	II 級	
10	町道 I-15 号線	旧軽北裏線	1	町道 II-1 号線	油井杉瓜線
11	町道 I-16 号線	池ノ端旧軽井沢線	2	町道 II-9 号線	一里塚線
12	町道 I-17 号線	万平線	3	町道 II-10 号線	入山峠線
13	町道 I-18 号線	旧軽井沢軽井沢 T 線	No.	その他	
14	町道 I-19 号線	三笠線	1	町道 1-5 号線	三ツ石線
15	町道 I-20 号線	野沢原押立線	2	町道 1-6 号線	三ツ石幹線 1 号線
16	町道 I-21 号線	塩沢中学校線	3	町道 1-238 号線	東千ヶ滝線
17	町道 I-22 号線	中軽前沢線	4	町道 1-241 号線	川浦鶴溜線
18	町道 I-23 号線	中軽井沢鳥井原線	5	町道 1-274 号線	川浦線
19	町道 I-24-1 号線	上ノ原線	6	町道 1-526 号線	軽井沢停車場線 1 号線
20	町道 I-24-2 号線	西区遊園地線	7	町道 1-527 号線	軽井沢停車場線 2 号線
21	町道 I-25 号線	角ノ木線	8	町道 1-568 号線	小瀬線
22	町道 I-26 号線	鶴溜線	9	町道 2-140 号線	女街道 1 号線
23	町道 I-27 号線	御水端蕨尾線	10	町道 2-170 号線	南軽井沢馬取線
24	町道 I-28 号線	風越線	11	町道 2-350 号線	南原古宿線

注意事項

申請

- ・ 舗装復旧範囲および復旧方法について、必ず申請前に協議をしてください。
(路面の現況写真がありますと、協議時間の短縮につながります。)
- ・ 申請書類は工事着手の2週間前までに提出してください。
- ・ 申請前に対象地について調査し、地権者が軽井沢町以外の場合には、地権者の承諾を得てから着手してください。
- ・ 許可後に工事内容が変更になる場合は、申請書を再度提出する必要がある場合がございます。

工事

- ・ 施工にあたっては工事予告看板・工事標識・防護柵・赤色灯等を設置し、工事が一般交通の事故の原因又は支障とならないよう十分注意してください。
- ・ 即日復旧が不可能な路線の場合は、仮復旧後3ヶ月の自然転圧期間を置き、原則として1年以内に舗装の本復旧ができるよう努めてください。
- ・ 工事自粛期間(7月25日から8月末迄)は工事を避けてください。
- ・ 舗装の品質確保の観点から、舗装の本復旧は極力厳寒期(平均気温5度以下:12月~3月)を避けて行ってください。
- ・ 路面復旧については、必ず舗装構成の基準に基づき復旧を行ってください。
- ・ 近隣住民に工事内容の説明および周知を徹底し、クレームの発生を未然に防ぐように努めてください。また、第三者に損害を与え紛争が生じた場合には、申請者の負担で損害を負担し紛争を解決してください。その他、特段の事象が生じた場合には町と協議のうえ、解決をしてください。

その他

- ・ 工事完了後、速やかに工事完了届を提出してください。
すべての写真には原則として黒板もしくはホワイトボードを入れて、日付と工程ごとの説明を入れてください。不備がある場合、修正をお願いする場合があります。
 - ・ 占用について、公益上やむを得ない事由事態が生じた場合は、許可の取消または変更となる場合があります。
 - ・ 占用者が許可書等に定める事項に違反し、又は履行すべき事項を履行しない場合に、この占用について許可を取消、もしくは工作物の撤去、移転を命じたとき占有者はそれに伴う補償を要求することができないものとします。
 - ・ この許可に伴う道路の本復旧工事後、舗装の陥没などの不備が発生した場合は、占有者において速やかに現状に復旧してください。
瑕疵担保責任の存続期間は、完了届提出日から1年とします。ただし、申請者（施工者）の故意又は過失により生じた瑕疵については2年とします。
- ※「故意」とは、意図的に不適切な施工を行うこと。
「過失」とは、確認不足・不注意等により不適切な施工を行うこと。
- 例) ・ 指定された材料でないことを知りながら、その材料を使用した。(故意)
- ・ 転圧強度低下の心配があったが、雨天時に転圧した。(故意)
 - ・ 転圧機が使用できる環境であるにもかかわらず使用しなかったために、強度不足となった。(過失)
 - ・ 舗装後の検査を怠ったため、段差の発生に気がつかず、通行する者に損害を与えた。(過失)
- 自然災害・気象条件等による道路の沈下は「故意または過失」に該当しません。